

平成27年12月1日

厚生労働大臣 塩崎恭久 殿

HPVワクチン(子宮頸がんワクチン)被害に関する要望書

全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会
代表 松藤美香

私たちは、HPVワクチン（子宮頸がんワクチン、以下「本ワクチン」といいます）被害に関して次のとおり要望いたします。

1 速やかな救済について

- (1) 被害者が健康回復を目的とした治療に専念できるよう、健康被害救済に係る審査を速やかに進めること。
- (2) 予防接種法の定期接種に位置づけられる以前に本ワクチンを接種した被害者について、入院相当でない通院の場合においても、予防接種法に基づく救済の内容と同等となるような措置を速やかにとること。

2 研究の推進について

- (1) 被害者の症状は多様であり、治療方法が確立していないため適切な治療が受けられない状況である。一日も早く治療法を確立し被害者の健康が回復するよう、研究をより一層推進すること。
- (2) 特に、治療を受けて回復した被害者もいることから、全国のどの病院でも同様の治療を受けられるよう、医療体制の整備も合わせて進めること。
- (3) 疫学研究には、本ワクチンを推進する団体に所属する者を含めないこと。
- (4) 研究に携わる全ての者は、症状を訴える患者を実際に20人以上診療すること等により実態を把握したうえで研究を実施すること。

3 学校生活に関する相談体制の整備について

多くの被害者は、本ワクチン接種後に学校生活に悩みを抱えていることから、学校生活に関して相談できる体制の整備と、相談窓口における親身な対応を徹底すること。